

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策 第2弾

福崎町が国、県と協調して行うものは表面

国・県などが行う追加支援策



個人・世帯への支援 新設

給付	雇用調整助成金 個人向けを新設	賃金の8割を助成 (月額上限33万円)	・休業手当が支払われない中小企業の労働者	兵庫労働局ハローワーク助成金デスク ☎078-221-5440
	ひとり親世帯臨時特別給付金 新設	低所得のひとり親に 基本給付 1世帯あたり 5万円を給付 第2子以降1人につき 3万円を給付 追加給付 条件により、収入が大きく減少している世帯へさらに 5万円を給付	・令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ・収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親	中播磨健康福祉事務所 ☎079-281-3001 (代表) 福崎町 住民生活課 内線374

事業者への支援 新設・拡充

給付	持続化給付金 拡充	中小企業法人等／ 上限200万円を支給 個人事業者等／ 上限100万円を支給	・売上高が前年同月比50%以上減少している事業者 拡充内容 主な収入を雑所得や給与所得として申告している個人事業者等も支給対象	中小企業庁 持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115570
	雇用調整助成金 拡充	雇用を維持した場合に休業手当や賃金の一部を助成する制度を拡充 中小企業／ 5分の4 (解雇を行わない場合10分の10) 大企業／ 3分の2 (解雇を行わない場合4分の3) 1人あたりの日額上限を4月～9月は8,330円から 15,000円に引き上げ 拡充内容 中小企業／解雇を行わない場合、10分の9から10分の10に拡充	・事業活動の縮小を余儀なくされた中でも雇用の維持を図る事業主 ※雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象	兵庫労働局 ハローワーク 助成金デスク ☎078-221-5440
	家賃支援給付金 新設	申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される 給付額(月額)の6か月分を支給	・売上高が前年同月比50%以上減少した月があるか、3か月連続で30%以上減少した事業者	福崎町 地域振興課 内線391
	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 新設	① 中小企業が運営する不特定多数の人が利用する業務用施設(飲食店等)／ 3分の2を補助 ② ①以外のその他業務用施設／ 2分の1を補助 ※高機能換気設備、空調設備などの導入経費が対象	・店舗や事業を再開する際、3密(密閉、密集、密接)を防ぐ高機能換気設備などの整備を行った事業者	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ☎03-5521-8355

医療・介護従事者への支援 新設

給付	医療体制の強化 新設	医療・介護従事者に対し 1人あたり 最大20万円を給付	・医療や介護、障害者福祉の現場で新型コロナ患者に対応した方、又は患者に対応していないが一定の感染リスクがあった方	今のところ未定です。 国・県のホームページや新聞などの報道でご確認ください。
----	------------	--	--	---

※情報は令和2年6月21日時点のものです。

新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進 ～ウイルスとの共存を意識したライフスタイル～

- ① 「3密」(密閉・密集・密接)の回避
- ② 身体的距離(ソーシャルディスタンス)の確保 (できるだけ2m。最低1m)
- ③ マスクの着用、咳エチケットの徹底
- ④ 手洗い・手指消毒(手洗いは30秒程度、石けん・消毒薬の利用)
- ⑤ 体温測定・健康チェック(熱や風邪の症状がある時は自宅で療養)

